

平成31年度 第1回長野県社会福祉審議会

日 時 平成31年4月26日（金）

13：30～15：30

場 所 長野県庁本館棟3階 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 説明事項

○中島委員長 それでは、私が議事を進めてまいります。よろしくお願いいたします。  
まず会議事項の(1)説明事項ア「長野県あんしん未来創造」サポート事業について  
に入ります。それでは説明をお願いいたします。

説明事項ア 「長野県あんしん未来創造」サポート事業について  
資料1の説明

○中島委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。なお、発言する際は、マイクをお手元に近づけてからお願いいたします。いかがでしょうか。

○萱津委員 長野県社会福祉士会の萱津と申します。よろしくお願いいたします。昨年、長野県社会福祉士会でもこの問題を取り上げて、生活困窮者を支援している中で、身元保証がないがために県営住宅の入居または施設の入所、入院が断られたというのはどのくらいあるのかということ調べたのですが、社会福祉士の会員からの回答ですが、約50%断ったという回答がありました。そこからすると、せめて県営住宅だけでも身元保証を、この安心ネットを使って住まうところが確保できる、というところが生活の基盤になりますので、今、ご説明がありましたように、ぜひ県営住宅だけではなくて、市町村住宅にも将来的には波及して、生活困窮をしている人が、優先的に公営住宅に入れるように事業を進めていっていただきたいと思います。

○中島委員長 はい。

○町田地域福祉課長 ありがとうございます。私どももチラシなどを通じて、制度の普及を図ってまいりたいと思います。ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

○中島委員長 そのほか、何かございますか。

○永田委員 須坂市の民生・児童委員協議会の永田でございます。「まいさぼ」の活動に受け入れが殺到して大変困っている部分もあります。職員の体調管理ということも含めて大変なことになっていると感じております。それで県営住宅の場合、エレベーターがなく、辺りなどところにあるものですから、民間の低家賃のところに入居されるという方がとても多いです。県営住宅の整備に関してはどのようにお考えでしょうか。

○町田地域福祉課長 今のところ改修とか整備とか、制度としては考えておりませんが、この制度は県営住宅だけでなく、民間の住宅に入られる方にも活用できるような制度になっておりますので、まずは住まう場所を確保していただくということで、この制度が始まったところでございます。住宅の改修とか、実態をお聞きする中で、検討してまいりたいと思っております。

○永田委員 ありがとうございます。

○中島委員長 そのほかいかがでしょうか。ないようであれば、次の議題に進みます。次に説明事項イの「ひきこもり等に関する調査について」に入ります。それでは説明をお願いいたします。

説明事項イ ひきこもり等に関する調査について  
資料の説明

○中島委員長 ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○永田委員 引き続きですみませんが、永田です。このひきこもりの調査に関してですが、この年齢制限の中だけでなく、年齢制限以外の方もひきこもっていらっしゃるという事実がたくさんあることを知っていただきたいと思っております。ひきこもりのおおよその人数が61万3,000人と発表されましたが、その他にも、年齢別以外にたくさんの方が潜在的にいらっしゃるということも含めて、また検討していただければありがたいかなと思っております。

○町田地域福祉課長 ありがとうございます。今、例示のありました61万3,000人ござい

ますけれども、これは県の調査に先立ちまして、本年3月末に内閣府が実施した調査の結果が公表されたものでございます。それによりますと、広義のひきこもり支援率が1.45%とされておりまして、全国で40～64才で61万人の方がひきこもりの状態にあると推計されております。これは平成27年度に同じく内閣府が実施いたしました15歳から39歳までを対象とした調査の出現率より低くなっているものの、あわせると100万人を超えるといわれております。問題の深刻さが明らかになったところだと思います。ただ、私どもと同じように調査を、先行して実施した4つの都道府県がございまして、こちらの状況を見ると出現率は0.11%から0.06%とされておりまして、ちょっと国の調査とは開きがあるなという感じです。私どもの調査結果をしっかりと把握した上で、在宅等について何とかしていきたいと思っております。以上でございます。

○中島委員長 この調査は既に終わっているのですか。

○町田地域福祉課長 今、市町村のほうから結果を回収している最中でございます。今後それを分析して、ひと月後に公表できればと思っております。

○大月健康福祉部長 今回の調査は、民生児童委員さんに大変ご尽力をいただいて調査をしております。先行した佐賀県、茨城県、山梨県と違うのは、私どもは県と市町村の調査という形にさせていただきました。というのは、やはり最も住民の皆さんに近い自治体は市町村であり、調査結果として、緊急に支援が必要な場合はすぐ対応ができるようにということで、市町村との共同調査という形かつ、民生児童委員さんが実際に情報等を調査していただいています。今、本当に困っている人たちを身近で支援ができていると思っております。ただ、最終的な調査結果は5月末ということで、予定をしております。

○中島委員長 そのほかいかがでしょうか。西村委員。

○西村委員 長野県児童福祉施設連盟の西村でございます。調査については民生委員の方にご尽力いただいていると思っておりますけれども、外国籍の方や民生委員の方が把握できないアパートであるとか、この調査の浸透具合はいかがでしょうか。

○町田地域福祉課長 確かに民生児童委員さんは非常にまめに地域を回って情報収集いただいておりますが、どうしても地域とかかわり合いを持ちたくないような方々がいるのは事実でございます。私どもの調査といたしましては、現在、民生児童委員さんが把握されている情報を全体像の一部分かもしれないが、そこをまずは調査することが必要だろうということで、この調査をしております。ただ、届かない人たちをどのように、社会のほうに目を向けてもらえるか、あるいはそこまで手を出せるかというのは大き

な課題だと認識しております。

○唐木委員 町村会の唐木であります。アンケート調査の実施ということで、この個人情報の保護ということが本当に立ちはだかっていると感じておるところであります。この辺は、法的にやむを得ないけれども、これからさらに高齢化社会が進んでいく中で、若干、公的な働きかけというのも必要になるのではないかなと思っておるところであります。

○町田地域福祉課長 個人情報の課題というのは非常に私どもも市町村にとっても大きな壁だと認識しております。民生児童委員さんに限っては、ガイドラインを私どもで作成して、地域で活動ができるようにという配慮はしておりますけれども、うまく情報がとれないというようなこともよくお聞きしております。非常に大きな課題だと思っておりますので、今後、どんな形でできるかわかりませんが、また検討してまいりたいと思います。

○中島委員長 部長から、どうぞ。

○大月健康福祉部長 ちょっと補足をさせていただくと、個人情報保護法が出た後、市町村と民生児童委員が非常に密接な連携関係があったのですが、個人情報ということで、市町村のほうで必要以上に民生児童委員へ情報提供を抑制するような傾向が出ましたので、そこ県が入って、ガイドラインを一回作り直しました。ただ、ガイドラインも古くなってきましたので、今年度、見直しをするとともに、市町村にもう一度、民生児童委員と一緒に活動していただくために必要な情報を出してほしいという話を今年度させていただく予定にしております。

○中島委員長 永田委員、どうでしょう。

○永田委員 県の研修においてほかの市町村の会長さんとお会いして情報をいただくのですけれども、うちの市に関してはもう本当に出していただいているもので、把握できると思っております。本当に困っていらっしゃる市町村の委員からは、会議に出てきてそういう言葉をちょうだいしますので、ある程度の情報を県のほうから資料をいただければありがたいかなと思います。今年、また改選になりますので、新しい委員さんが上がってまいりまして、何も知らない中でどうしていくかという方針も含めてのをお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○町田地域福祉課長 わかりました。ありがとうございます。

○中島委員長 ほかに、唐木委員。

○唐木委員 調査の公表が5月ということで、その後のスケジュールについてお話いただければと思います。

○町田地域福祉課長 調査の結果を受けて県としてどんなことをしていくのか、市町村とどんな連携体制を取っていくのか、それを検討しなければいけないと思っています。5月の結果を踏まえてそういった検討期間を設けさせていただいて、その後、施策等についてはまたご相談を申し上げながら決めていきたいと考えておりますが、いつ、どんな形で取り組むのかはまだ検討段階でございます。

○中島委員長 時間の都合もありまして、次の議題に入ってもよろしいですか。それでは、次に説明事項ウ、長野県「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略についてに入ります。お願いいたします。

説明事項ウ 長野県「子どもの自殺ゼロ」を目指す戦略について  
資料2の説明

○中島委員長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○西村委員 長野県児童福祉施設連盟の西村でございます。「子どもの自殺危機対応チーム」というのができるそうですけれども、児童相談所がここには出てこないのですが、児童相談所との関連というかは何もないのでしょうか。

○徳本衛生技監 学校等が把握しております、回復期状況にありますお子さんについてまず迅速に対応するというを考えておりますけれども、その中で、そのお子さんのお持ちの課題においては、児童相談所等とは連携していくということになります。

○西村委員 わかりました。ありがとうございます。

○中島委員長 学校がベースになっているということですか。

○徳本衛生技監 まず考えておりますのが、学校からそういった情報をいただくということです。学校ということで、市町村等にもご協力いただくということになっております。

○中島委員長 そのほか、いかがでしょうか。

○三浦委員 長野県弁護士会の三浦と申します。まず質問ですが、ハイリスクというのは具体的にはどのようなことを想定されていらっしゃるのでしょうか。それから2点目としては、今もご質問がありました「子どもの自殺危機対応チーム」による個別支援ということですが、市町村によってはいろいろと、児童支援協議会といったような名称で、幼・保児童に対する各パブリック案が集まって協議する協議会というようなものもあるかと思うのですが、そういったものとの連携ですとか、あるいは違いというものを教えていただきたいと思います。

○徳本衛生技監 ハイリスクに関しては、まずは実際に自殺未遂があったりとか、ほのめかしがあったり、そういった人たちが第1のグループになるのかと考えております。今検討中ですが、それ以外に何かチェックリスト等をつくって、しっかりと把握できるようなものがあればと考えております。専門家にいろいろお話を聞いているところでございます。あともう一つ、ご質問のありました各市町村の取組状況ですが、このチームに関しましては、いきなり全域でできるというわけでもないと思いますので、実際にその対応でき地域の資源と相談をしながらという形になってきますので、先ほどの児童相談所の話と同じだと思っていますけれども、実際に活動する地域資源の必要に応じて設置するという形になろうかと思っています。

○中島委員長 よろしいですか。

○大月健康福祉部長 今のご質問、補足ですが、ハイリスクに関しては、ただいま課長からお話あったように、現在検討はしておりますが、基本的に自傷行為、自殺企図、自殺未遂、こういった人たちを中心にハイリスクの者というふうに考えておりますが、最終的な定義は検討中という状況です。要対協（要対協要保護児童対策地域協議会）との関係ですが、特に児童相談所、いわゆる虐待、いじめ、虐待等については要対協のほうで、各市町村を中心に検討という形になりますが、今回のこの「子どもの自殺危機対応チーム」、これについては全県でハイリスクの子どもさんの全体の調査をしております。調査した中で、どうしても緊急に支援が必要な者に、命にかかわるようなそういうケースですね。それについてはこの支援チームが専門的に支援を行うということで、その後、例えば要対協なりと連携をしながら、地域での支援に移っていくという関係はあるように思っております。

○黒川委員 松本少年刑務所の黒川と申します。学校がその窓口という、そういう姿勢のようですが、子供の自殺というのは、学校でのいじめが最もその原因だと思います。なので、学校がいじめを隠しているから自殺者が出るのであって、もう少し学校というものに介入するということから始めないと、ハイリスク者がピックアップできない

と思います。なので、学校の隠蔽体質をなくすという施策を盛り込めば、もう少しハイリスク者を、ハイリスク者になる前にいじめをなくす、いじめがあるということをみんなが認識するきっかけになるような、広い感じでいくものも盛り込んだほうがうまくいくんじゃないかと思います。

○中島委員長 それについては、県からお願いします。

○徳本衛生技監 学校が隠すということが糸口なのか、そうではなくて、どういった形で紹介いただくかということと両方の面があると思っておりますので、少なくとも、我々としてクライテリア（判断）を明示いたしまして、学校側にとって、あまり輪ぎれがないようなものを提示することで、隠すとか隠さないでなくて、クラインに合うかどうかでご相談をいただいているようにするのがよからうというふうに思います。

○黒川委員 パシッと線が引けるようなものではないと思いますので、いろいろなものが拾えるような、そういう方法も盛り込んではどうかという、私の意見です。

○徳本衛生技監 そこに関しましては、どういったプライティをつくれればいいのかについて、今、専門家の先生方にも相談中であるということで、今の段階でこういうものに限るということではないので、それは今後、場合によっては委員からもご提案とかをいただければと思います。

○大月健康福祉部長 学校現場は学校現場で一生懸命やっただいておられるとは思いますが、ただ、現在の制度の中で、先ほど唐木委員さんからお話ございましたが、実は学校現場の情報を共有するというのはものすごく壁が厚い。今回、ハイリスクの実態調査をすると、高校に関して言えば個人情報保護審議会の了解をとらなければいけません。私どもも、個人情報を取るために個人情報保護審議会の了解を取らないと取れない。市町村に関してもそれぞれ同じことがあり、私学に関してはそれぞれの学校における個人情報のいろいろなものをクリアしていかなければいけない、あるいは国の個人情報保護のこの制約をクリアしていかなければいけないということで、実はこれ始める一番大変なのは、個人情報の保護をいかにクリアして情報を共有するかということで、多分踏み込んだ施策になっていきます。そういう意味で、公的ないろいろな情報共有の壁を超えて、今回は学校のほうから出してもらおうということに関して、学校側のリスクがなくなるという部分があります。それと同時に、学校の先生たちが本当に情報を出したときに、しっかりと子どもたちを守ってもらえるのか、支えてもらえるのかという、その懸念に対してもしっかりと応えるために、この専門家の自殺対応チームをしっかりとつくりながら、同時に、この支援に当たっては支援者の皆さんと一緒に支援にかかわる、共有していくという仕組みを考えています。黒川委員さんご指摘の部分は、一つ

一つこうした情報共有をしながら、具体的な案件をしっかりサポートしていくというものを積み重ねることによって、多分、より多くの情報が共有され、多くの子どもたちが支援をしてもらい、結果として、学校におけるハイリスクの子ども数というのは、だんだん将来的に減っていくという方向にぜひ持っていきたいと考えています。

○中島委員長 それでは時間の関係もありますので審議事項に行きたいと思いますが、よろしいですか。

## (2) 審議事項

○中島委員長 次に審議事項アの長野県再犯防止推進計画についてに入ります。本件は、平成30年3月、当審議会に地域福祉県計画と一体で諮問されましたが、その後、関係団体機関の皆さまからの要請を踏まえ、地域福祉支援計画とは切り離し、個別の計画として策定することとなりました。これまでの間、事務局において関係者や有識者の皆様のご意見、ご提言をいただきながら計画の策定を進めたいと思います。事務局からご報告をいただき、方針の方向性を確定していきたいと思います。それでは、地域福祉課長から説明をお願いいたします。

審議事項ア 長野県再犯防止推進計画について  
資料3の説明

○中島委員長 地域福祉計画との関係で、素案としてこれが出ていて、この方向で確定をしていくということですか。

○町田地域課長 施策としては入っているのですが、それをどうつないでいくのかという視点が少し抜けているというお話だったものですから、ご意見をいただければ、それも含めて計画案を修正した上で、確定したいと思っております。

○中島委員長 では修正意見も含んでもよろしいということですね。これについてご意見、ご質問をお願いいたします。

○黒川委員 松本少年刑務所の黒川です。松本少年刑務所に教員を派遣していただき、大変ありがたいと思っております。この場をお借りしてお礼を申し上げます。松本少年刑務所は全国で6つしかない少年刑務所の一つで、世界でただ一つ学校を持つ刑務所ということで、役割を果たしている少年刑務所だと思っております。私、1月から医務課長として働き出しました。計画全般に加え、「計画に記載したさまざまなものがきちんと動く仕組みづくり」ということで、提案したいことがあります。刑期を満了した者が社会

復帰する場合に、私の仕事の中に26条通報を書くという業務があります。これは精神疾患を患っていて、移住先でも引き続き精神科への通院等必要な者を移住先の県へ通報するという書類であります。それを持って出所していく者については、ああフォローしてもらえろのだなと思うのですけれども、その26条通報の適用にならないけれども心配な出所者という者が多くおります。その者に対しましては、私が診断書や紹介状を書くのですけれども、名前は所長名で出す病院への紹介状というものを持たせて、本人に「困ったら、これを持って病院に自分でかかりなさい」と言って持たせたきり、そこで終わってしまいます。この4カ月間で何人も見送ったのですけれども、26条通報の適用にならなかった子たちはどうしているかなと思いますので、その子たちのフォローをするようなシステムを、長野県で導入していただければと思います。それで、長野県だけでなく、先方の都道府県と連携を取れるような、26条通報に準ずる何かシステムをつくっていただければ再犯防止に直結するのではないかと考えます。あとは、虐待を受けていた子が多くて、医療から一番遠いところで大きくなっていった子たちが最終的にたどりついていることが多いので、私が少年刑務所でできることの一つとしては、お医者さんのかかり方、薬の飲み方、そういうものを矯正医療の中で、日々こう繰り返して教えていくというのを、1月からここの中でやっていきます。医療なくしての再犯防止はないと思っておりますので、ぜひ、その医療面で心がけている、困ったらお医者さんにかかるしか彼らは方法がありませんので、何かお願いできればと思います。以上です。

○中島委員長 26条通報の根拠法は少年法ですか。

○黒川委員 26条通報ですが、成人も適用になるので少年法ではないです。

○中島委員長 では、今のことについてはよろしいですか。

○町田地域課長 ありがとうございます。確かに先生のおっしゃるとおり、要は、ちょっと心配だなという子がふるさとに帰ったときに、だれがフォローをするのかというのは、課題となっています。例えばその子、こういう心配があるという情報をどこに伝えたらいいのか、誰が受けたらいいのかというのが、全然見えない状況です。その辺の仕組みを今後どのように構築していくか、個人情報保護の壁もあって難しい問題だなと思っております。少しでもヒントをいただければという形で、こういう問題に取り組んでいきたいと思っております。

○中島委員長 そうすると、黒川先生が言ったように検討ということですか。

○町田地域課長 この計画の中に「こういうことを入れます」と書けるかどうかは別として、

県としても、検討をしていきたいと思っております。

○中島委員長 そのほか、いかがですか。

○萱津委員 すみません、長野県社会福祉会の萱津です。保健医療福祉サービス利用の推進の中で、福祉的支援が必要な人たちの出口支援として長野県社会福祉士会では地域生活定着支援センターを県から受託して動いています。今、黒川先生が言ったように、福祉的支援が必要な人に対してはそこが窓口になって相談支援をして、福祉施設等につなげています。その施設と連携をしながらその人たちが所在不明になってしまわないようにしていくことが大切です。いなくなってしまうと居住先がない、誰も自分を受け入れたり認めてくれるところがない、刑務所のほうが、寝るところがあって食べることができて、まだいいということで再犯を犯しやすいといわれています。もう少し、ボーダーの人たちも少し受けられるように、刑務所の中の社会福祉士とか精神保健福祉士と連携して、出てくる前に必要な福祉サービスとか、地域に定住ができるような仕組みが強化されるべきだと思います。一番はその後のフォローアップの期間がないと、ある程度のお金の支援だけで終わりとなってしまふと切れてしまいます。地域生活定着支援センターでは何年もかけて、つながり続けているということがとても必要になっています。誰かが関わり続けられる仕組みをつくるということが大事になってくるのかなと思います。出所前から生活困窮に陥っていく可能性は高いので、できれば、自分が住もうというところの社会福祉協議会が行っている生活困窮者自立支援事業「まいさぼ」に、相談できるような仕組みをつくっていくということが必要ではないかと思えます。黒川先生のご意見にあわせて、2点お願いします。1点目は、福祉的支援が確実に必要な人は、地域生活定着支援センターが、かかわり続けられるだけの予算等をつけていただきたいということ。2点目は、生活困窮に陥ってしまう可能性がある場合は、各社会福祉協議会に委託している「まいさぼ」との連携をする必要があると思います。これら2点が要望です。

○中島委員長 萱津委員の今の御要望は、1の県の支援づくりの話の中で考えていくことでよろしいですか。これについては県のほうはどうでしょうか。

○町田地域課長 萱津委員さんがおっしゃるとおりだと思います。地域生活定着支援センターの皆さんに非常にご苦労いただいてフォローアップさせていただいておりますが、今、司法関係の方と福祉関係の方を支えるネットワークを各地域でつくろうとしておりまして、将来的にはそういったものも使いながら、福祉の支援が必要な方には福祉の支援につなげていくような仕組みができればなということで、計画の中にも記載をさせていただいております。また、その「まいさぼ」は確かに全ての人たちの相談窓口の第一歩だというふうに思っておりますが、その出所した方への周知方法がすごく悩みど

ころでございまして、ご承知のように刑務所というのは、長野県で犯罪を犯した人はみんな長野県の刑務所に入るわけではないので、なかなかその出所する場所と移住地とのこの連携がうまく取れないのが現在の状況でございます。そういった中で、支援が必要になった場合にはどこに行けばいいかという情報を、支援が必要な方にどうつなげていくかについては検討課題だと考えております。

○萱津委員 地域生活定着支援センターも広島とか、それから府中とかから長野に帰ってきたいという人の支援もしているの、長野に帰ってくるのであれば、高齢者、障がい者だけではなく、窓口として、地域生活定着支援センターにつなげて、そこから情報が発信できるような仕組みをつくっていただければ、有難いです。そして、必要に応じてそこから「まいさぼ」につなげるというふうにして、どこかで途切れてしまわないで、細かい、網の目を張り巡らせるような方法を検討していただけたらと考えています。

○町田地域課長 ありがとうございます。確かにそのとおりでございまして、情報が途切れることが一番まずいことなので、いかに、情報をつなげるかというのが肝だと思っております。方法につきましては、今後、私どもも検討してまいりますので、またご意見をちょうだいしながらいい仕組みをつくっていければなと思っております。

○三浦委員 弁護士としての立場からなんですが、弁護士として刑事事件、弁護人として携わってまいりました。それで、刑期を満了した方がという点につきましては、刑事事件ですと判決が出たらというのは、弁護人はもう任務終了です。その後の生活に全く関わらないというわけではなくて、定住した際に連絡をくれることもありますし、借金等のご相談を受けるということもありますので、出所後という点に関していえば、どこへ相談したらいいかがわかっておれば、こちらから情報提供することは可能だと思います。ただ、もっとさかのぼっていうと、もう刑事事件の段階から仕事がないとか、借金があるとか、戻る家がないとか、そういう状況というのは明らかでして、弁護人としては被告人と今後どうやって更生していくかということをお話すわけですが、それは具体的には、今後、仕事をどうするかとか、家をどうするかということが中心になります。特に、犯罪事実を争って全部否認しているというような場合は別ですが、基本的には全部、この将来の更生について話をしますので、そういった際にこういった支援が利用できるよというようなことを情報提供できれば、それは非常に有益だというふうに思っています。特に執行猶予ですぐに出てきてしまう人という場合は、本当にここで話をしないと、出た後に困ってしまうという状況になるのかなと思います。①の件に関しては、弁護士会も関わってできることがあるのではと思っています。まだ策定途中ということですが、弁護士会にも周知していただくとか、意見を聞いていただければ、何かこちらとしても言えることがほかにもあるのではないかと考えております。

○中島委員長 弁護士会との連携をもうちょっと進めてほしい、少ないということですね。

○三浦委員 そうですね。特に計画の策定にはかかわっていないようですけども、場合によると、ちょっと意見を入れていただいてもいいのかなと思います。

○中島委員長 どうでしょうか。

○町田地域課長 ありがとうございます。ご意見をお伺いするのと、また、その相談窓口等のPRについても、できることがあるのかどうかについても、また弁護士会の皆さんとご相談をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○中島委員長 それでは、綿貫委員。

○綿貫委員 アトリエCOCOの綿貫です。よろしくお願いたします。先ほど萱津委員がご発言された福祉的支援の必要な方という部分ですけども、私たち障がい福祉分野では、各圏域に障がい者自立支援協議会という協議会を持っておりますが、ここでも記されていたかと思います。圏域の中に障がい者基幹相談支援センターという相談センターがございます。出所した後からしばらくの間のフォローをしていくキーパーソンが誰になるのかというところが、ネックになるかと思います。実は私どものところでも、出所されてから生活の場がないということで、グループホームに受け入れましたが、その生活には慣じめず、自分で病院にSOSを出して入院したというケースもありました。ある程度の期間のフォローアップと、そこを支えるキーパーソンが誰なのかというところを考えていかなければいけないと思います。それと、私たちが関わらせていただいた方で自閉症スペクトラムという非常につらい、生きづらさを抱えた方が3カ月間もただただ拘留されてしまったという県外のケースがありました。この県から出ていけというような指示が出て、親御さんが必死になって行き場を探し、たまたま私どもと関係を結びまして長野県に来られ、今、平穏に生活はしていらっしゃいますが、親御さんが必死になって動かざるを得ないような環境がまだあるんだというのも事実です。本当に実際に支えて動く仕組みづくりを具体的に、だれが、どこで、どのように真摯に向き合っていたら良いのかを考えなければならないと思います。

○中島委員長 はい、どうぞ。

○笹木委員 松本圏域障がい者総合相談支援センター、Wishというところの笹木利恵子と申します。長野県ではなくて、他県の刑務所に入っていた方の刑務所の臨床心理士さんから私どもの総合相談に連絡があって、その方は発達障がいと軽度知的障がいのある方だと思うのですが、ご本人が自分の障がいを認めず、出所しても病院にはかから

ない心配があるということで、直接連絡をしてきたケースです。他県ですけれども、臨床心理士さんが退所する前に私たちが会いに行ってお本人と接点を持って、帰ってきたときからスムーズに支援が行われるようにというケースがありました。そのケースは本当にうまくいまして、その後、しっかり仕事も見つかって生活をしていらっしゃる。もう一つうまくいったケースですけれども、この県の定着支援センター経由で私どもの総合相談につながったケースですけれども、帰る家がなかったのでグループホームを紹介しました。グループホームや昼間のお仕事の場所も全部紹介したのですが、休日はとても手薄になるんですね。やっぱりその間にまたちょっと起こしてしまったということで、休日も誰かは必ず一緒に過ごす人をつくろうという試みをしまして、1年ぐらいで彼は本当にそのグループホームにも定着して、仕事も喜んで行うようになり、そこの地域には欠かせない人になったという例がありました。休日は、私たちのグループホームや日中活動の事業所だけでなく、総合相談の私たちもボランティアで行ったという状況でした。なので、先ほどの定着支援センターにもう少し予算をつけてほしいとおっしゃったのですが、本当にそのとおりで、休日は定着支援センターの人もボランティアで来ましたし、私たちもみんなボランティアで、彼がその場に定着するまで、およそ1年間ですけれども、関わったということがありあました。はい、以上です。

○中島委員長 キーパーソンの問題についても盛り込んでほしいということでしょうか、それも踏まえてほしいという要望でよろしいですか。

○笹木委員 そうですね。なので、できてからというよりも、出てくる前からまず関係性をつくらせてもらうということがすごく大事だなということと、あとは、出てきた後もやっぱり1年とか、その地域に定着するには時間がかかるので、いろいろなところにもう少し予算があるとうれしいなと思っています。

○中島委員長 これについてはいいですか。

○町田地域課長 ありがとうございます。いろいろご意見をお伺いしていると、やはり困ったときにつなぐ、つなぐ情報が途切れないことが一つと、あとは地域間のフォローワークの体制が必要だという、この2点なのかなというふうに理解しました。計画の中で、その辺についてどういうふうに触れられるかも検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○中島委員長 時間も大幅に過ぎているので、最後に。

○萱津委員 北海道社会福祉士会が行ったケースですが、弁護士さんと出てくる前に接見に行ってお、社会福祉士がアセスメントをします。それだけでは足りないから、その後更

正支援計画を立てるときに、弁護士さんと、アセスメントした社会福祉士に、ドクターと心理士も加えて協議をして、どこにどのようにつなげていくかということをやって、何例かうまくいっているケースがあります。ですから、出所前にそういうことができるかと大分違うのかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

○中島委員長 今、申しあげましたように、まだ審議中でございますので、この件についてはここで終了したいと思います。皆様のご意見を伺ってきたところは、この件の素案、方向性については特に異論がないとさせていただきます。当審議会として、本日の案に沿って答申とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議がなければこれでよろしいですか。それでは、異議なしと認めます。それでは、ご了承いただきましたのでそのように取り扱いをさせていただきます。最終的な答申案の内容につきましては、後日、委員の皆様へ送付させていただきます。その審議案の策定、体裁も含めまして、委員長の私に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○出席者一同 異議なしの声あり。

○中島委員長 ありがとうございます。それでは、次の審議事項に入ります。  
社会福祉住居施設の基準に関する条例についてに入ります。  
それでは、最初に県から諮問をお願いいたします。

○町田地域課長 (諮問)

○中島委員長 ただいま説明文の写しを各委員にお配りいたします。  
それでは、諮問事項について説明をお願いいたします。

審議事項イ 社会福祉住居施設の基準に関する条例について  
資料4の説明

○中島委員長 課長からもお話がありましたが、諮問いただいた本件について、具体的な検討は介護施設基準専門分科会で核となっており、説明につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。長野県社会福祉士会、どうでしょうか。

○萱津委員 長野県社会福祉士会の萱津です。長野県よりもむしろ大都市にはこういうことがたくさんあって、それこそ群馬県に東京都の生活保護の人を集めて、施設内に拘束したために結局、火災で亡くなってしまったということがありました。きちんと基準を決めるということと、それと同時に、その営業をとめられることが本当はできないとけないのかなと思っています。長野県はまだ、ないかという、空き家とかも出てきて

いますので、これから出てくる可能性はあるのではないかなということ、懸念をしている段階です。

○中島委員長 それについては県では。

○町田地域福祉課長 現在、長野県にはそういった施設はない状況ではございますが、確かに萱津委員がおっしゃったように、今後、どういう形で来られるかわからないという情報もございます。もしそういったものがあった場合に、例えば基準を下回るような場合に改善をしたり、あるいは、説明資料の5番の右側に書いてございますが、改善命令の提出だったり、事業の制限、停止命令、こういったものができる体制はしっかり取っておかなければいけないなと思っておりますので、その辺も含めて、今後、検討させていただきたいと思えます。

○中島委員長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。ないようであれば、次の項目に移ります。次に審議事項ウの、長野県障がい者共生社会づくり条例の検討についてに入ります。それでは、県からご説明をお願いいたします。

○事務局

「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」の説明

○中島委員長 これより委員の皆様にご説明の内容をお配りいたします。  
それでは、ただいまの諮問事項について説明をお願いいたします。

審議事項ウ 「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」  
資料5の説明

○中島委員長 諮問いただいた本件について、具体的な検討は、障がい者権利擁護専門分科会で行っていただきます。説明につきましてご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします、いかがでしょうか。

○綿貫委員 綿貫です。この条例の制定は、多くの障がいのある方々や関係支援者の皆さんの非常に大きな期待のかかるものでありますので、先ほどの非常にタイトなスケジュール示されていますが、十分な検討をされるというお話をお聞きしちょっとほっとしておりますが、特に障がい当事者の方々のご意見を十分にお聞きいただいて進めさせていただきたいと思えます。以上です。

○中島委員長 笹木委員。

○**笹木委員** 同じくです。

○**中島委員長** そのほかの委員さんは、では事務局、どうぞ。

○**高池障がい者支援課長** ご意見は十分に踏まえてそのような取り扱いをしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○**中島委員長** そのほかご意見、ご質問等いかがでしょうか。では私のほうから、検討をひとつくりで調査審議事項の審議の、障がい者の共生社会づくりに関する事項というところの、具体的なことは委員会で議論されているんだと思っても、既にある計画というのですか。例えば地域福祉計画のところでも、前提の上げ方の地域包括ケアの中にしまい込んでいるわけですけれども、既存の計画との整合性とはどのようにお考えになるのかというのと、外的なのは啓発が主になるんですよ。そこら辺、ちょっとイメージがもしおありのようであれば、お伝えしてくれるとありがたいです。

○**高池障がい者支援課長** 現在考えておりますのは、あくまでも障がいの有無にかかわらず、誰もが支え合うような社会にするための共生社会づくりに向けた県の責務であるとか、あとは障がいを理由とした不利益な取り扱いですとか、合理的配慮にかける取り扱いがあった場合に、そういった相談が障がい当事者の方から寄せられた場合に、どのような救済の仕組み、県として救済の仕組みができるのか、そういったものをこの条例の中で規定をしていきたい、そういった中身について、範囲も含めてご議論をいただきたいと考えております。

○**中島委員長** 今のお話は、従来のものより、もう一步踏み込んだようなイメージ、問題の啓発とか、相談を受けるというようなところだけだったと思うんです。

○**高池障がい者支援課長** もちろん県民の理解を深めるための啓発というのも、また重要なものかと考えております。それに対する県としての責務というのも、この条例の中身としては十分入ってくるのかなと思っておりますけれども、それ以外にもうちょっと具体的な責務、県として行うべきことを規定できるのかどうか、そこをちょっと考えていただきたいと思っています。

○**中島委員長** ぜひそのようにお願いしたいと思います。そのほかいかがでしょうか。ないようであれば、これでこの事項については終了させていただきます。本日予定した会議事項はこれまでです。ご発言をまだいただいていない委員がいらっしゃいますので、もしよろしければ今までのところでご意見なり、多少なりでもいいのですが、ご発言いた

だければと思います。小野委員、いかがでしょうか。

○小野委員 議題の中で戻ることになりますけれども、今のひきこもり等に関する調査の部分、それから再犯防止の計画の部分、それから今の障がいの部分、いずれも、これまで委員長のお話があったように計画の中で、一定の方向性を持って取り組まれてきたことが、十分まだできていないところを条例に基づいての再度の取り組みを深めていこうというところだと思います。こういう個別のところ、横断的にその課題を再確認するというのも大事だと思うのですが、例えばその引きこもりの話であれば、個々の民生委員さんが現在の民生委員の活動の中で把握している事柄として、そういう事柄を既に把握できているのであれば、就労に対する支援ですとか、あるいは低所得者に対する対応、もろもろ、そういう現行の組織がきちんと機能していないことがそもそも原因であるというところが、調査の中で既に浮かび上がってくるのであれば、それぞれの施策が含まれて、成り立ってなかったというところに、もう一回、立ち返って、事業を見直していくというところも必要かなと思いますし、それから障がい者の共生社会づくり、これも障がい者についても計画が進んでいるところですが、そういったところの中でこう十分、計画としては盛り込まれているんですけども、具体的な事業ですとか財源とか、そういった面で十分な手当ができていないところの裏づけとなるような、そういうようなものにしていただけると、2年の取り扱いの部分でなくて、この財源確保に向けての、そのような条例になっていくとありがたいのかなと思います。

○中島委員長 その点、県では何か。

○町田地域福祉課長 ありがとうございます。確かに、常に情報があって施策があるのにそこがうまくつながっていないというような状況が、今、こうしたことにつながっているのかなという部分はあると思います。やはり、先ほどから話があります情報が途切れないうちに、あるいは支援の輪が途切れないうちということが一番大事だと思っていますので、こういった施策、取り組みとともに、そういったネットワークがしっかりと機能するような仕組みを、しっかりと構築していく必要もあると思います。

○中島委員長 小林委員、お願いします。

○小林委員 トータルの部分として、いままでいろいろ審議されてきた部分が再犯防止とか、こんなに障がい者のほうに向けても、少し具体的に何かを配信しようかなというところにあるのかなというふうには思います。そういった中でも、先ほど、再犯防止のところの対策みたいところで、それこそ入ったときから出るところまで、地域へ帰ってきたところまでのキーパーソンがすごく重要であるというお話がありました。では、

今、保護司さんなどのキーパーソンをつくりながら社会に戻っていく道筋を作っても、今度、職場や地域であったりとか、障がい者のほうを、こう共生社会というふうに言ってもやっぱり受け入れる側のかかわり方や意識を、啓発も十分必要だと思いますので、審議していく中では必ず、受け入れる側の啓発をどのようにしていったらいいかといったところの具体策も含めて、並行的に検討していけるといいなど、全体的を通して思っています。

○中島委員長 県としてはいかがですか。

○町田地域福祉課長 ありがとうございます。確かに再犯防止の話も今の話も、要は受け入れる地域がしっかり認識しながらみんなが支え合う、そういった地域づくりはやっぱり基本だと思っています。冒頭申し上げました地域福祉支援計画は、そのための一つの計画だと思っておりますので、この地域支援計画がしっかりと動き出すことと、新たに取り組む施策がうまくこう合致しながら、しっかりした受け入れ先としての地域ができればと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中島委員長 本日本定した会議等は以上です。最後に、もし何かご発言がという方がいらっしゃれば受けまひす。

○永田委員 いいですか、「まいさぼ」の需要がとても増加してくると思ひますので、ご支援をお願ひしたいかなと思ひております。フードバンクの提供というのをごまひまして、すぐ食料の支給のほしい方がいらっしやるということもあつて、民協にも要請があつて提供させていただいたりしています。あと、貸付制度のハードルが高いということが増えてくるかなと思ひております。あと、「まいさぼ」の場所自体が、社会で受け入れられない方の居場所になっているという事実もあるようですので、その辺を含めて、またご検討いただければ、と思ひています。よろしくお願ひします。

○町田地域福祉課長 ありがとうございます。まさに「まいさぼ」は、生活に困つていらっしやる方のための支援の入口だというふうに思ひておりますので、ぜひとも機能がしっかりと発揮できるような、「まいさぼ」についてはしっかりと検討してまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○中島委員長 以上で、協議事項は終わりたいと思ひますので、進行を事務局にお返しいたします。

#### 4 その他

○事務局 ありがとうございます。中島委員長を初め、委員の皆様には熱心にご審議をいただきましてありがとうございました。本日の議事録ですけれども、内容の確認を5月の下旬ごろに、委員の皆様をお願いする予定ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、次回の社会福祉審議会につきましては、改めて事務局のほうからご連絡をさせていただきます。それでは、以上をもちまして、平成31年度第1回長野県社会福祉審議会を終了いたします。本日はまことにありがとうございました。

## 5 閉 会